

# 令和7年度農業土木工事等に係る入札執行方針

## 1 入札方式の選定について

石狩振興局産業振興部調整課が発注する農業土木工事等については、制限付一般競争入札、地域限定型一般競争入札、指名競争入札、プロポーザル方式、及び随意契約の5方式によることとする。

なお、支出負担行為担当者が特に必要と認めた場合はその限りでない。

### (1) 制限付一般競争入札

対象工事は、予定価格が250万円を超える農業土木工事、鋼橋上部工事、舗装工事、建築工事、機械器具設置工事、電気工事及び管工事、造園工事（以下「農業土木工事等」という。）とする。

予定価格が2,500万円以上の農業土木工事等は、総合評価審査委員会において検討を行い、総合評価落札方式で試行する対象を選定する。

予定価格が3億円以上の工事については、入札参加資格に必要な客観的要素の評定数値を活用する。

特定JVを活用する工事は、大規模で技術的難易度の高い工事で、予定価格が3億以上のものとする。

### (2) 地域限定型一般競争入札

対象委託業務は、業務難易度が平易な測量、平易な調査業務又は平易な設計業務とし、別表1「委託業務に係る業務難易度」によるものとする。

### (3) 指名競争入札

対象工事等は、次のとおりとする。

#### ア 農業土木工事等のうち次に掲げる工事

- (ア) 災害など緊急を要する工事
- (イ) 本道の気象条件を考慮した適期施工に配慮しなければならない工事
- (ウ) 発注時期に制約のある工事
- (エ) その他特別な事情がある工事

イ 地域限定型一般競争入札及びプロポーザル方式以外の業務難易度が普通又は困難な委託業務とし、別表1「委託業務に係る業務難易度」によるものとする。

### (4) プロポーザル方式

対象委託業務は、調査設計業務のうち、次の要件のいずれにも該当するものとする。

- ア 高度な専門知識若しくは技術、又は、豊富な経験に基づく分析若しくは判断を必要とするもの。
- イ 業務の最適な処理方法や成果の水準をあらかじめ設定できず、契約に係る仕様を具体的に提示することが困難なもの。

### (5) 随意契約

地方自治法施行令第167条の2に該当する工事等とする。

## 2 一般競争入札の応募資格等

### (1) 地域要件

#### ア 制限付一般競争入札

工事区分は別表2-1、地域要件は別表2-2によるものとし、工事区分毎の地域要件は次のとおりとする。

- (ア) 農業土木A等級工事、舗装A等級工事

別表 2-2、地域要件区分 I-I、I-II によるものとする。

- (イ) 農業土木 B・C 等級工事、舗装 B 等級工事、建築工事、管工事、電気工事等  
別表 2-2、地域要件区分 II によるものとする。ただし、農業土木 C 等級に係るものの営業形態は単体のみとする。
- (ロ) 機械器具設置工事（ゲート製作・設置工事）  
別表 2-2、地域要件区分 III によるものとする。
- (エ) 鋼橋上部工事（桁製作・架設）  
別表 2-2、地域要件区分 IV によるものとする。
- (オ) 機械器具設置工事（ポンプ製作・設置工事、電気製作・設置工事、その他施設機械）  
別表 2-2、地域要件区分 V によるものとする。

イ 地域限定型一般競争入札

業務場所及び業務場所に隣接する石狩振興局管内の市町村（札幌市の場合は行政区単位とする。）に主たる営業所を有することとする。但し、必要に応じ近接する石狩振興局管内市町村（札幌市の場合は行政区単位区域とする。）も含めることができるものとする。

(2) 同種・同規模要件

ア 制限付一般競争入札

(ア) 同種工事は、発注する工事の主要な工種と同種工事であるものとし、別表 3「制限付一般競争入札同種同規模要件の運用」によるものとする。

(イ) 同規模は、別表 3「制限付一般競争入札同種同規模要件の運用」によるものとする。

イ 地域限定型一般競争入札

同種同規模は発注する委託業務の主要な区分と同じであるものとし、別表 4「地域限定型一般競争入札同種同規模要件の運用」によるものとする。

3 その他

この方針は、令和 7 年 4 月 1 日以降に入札執行するものから適用する。

別表 1

○委託業務に係る業務難易度

難易度	業 務 内 容
平 易	測量（基準点測量、水準測量、路線測量、石標埋設単独業務）、調査業務（解析を含まないボーリング調査、解析を含まない環境影響調査、補償算定業務）、設計業務（標準設計書などで行えるもの、既製品のみ設計）
普 通	平易、困難以外の業務（用地測量、開拓財産、確定測量、区画整理調査設計等）
困 難	高度な設計業務（ダム、大型橋梁、トンネル等）

別表 2 - 1

○制限付一般競争入札の工事区分

工事区分			適用
種別	等級	工種	
農業 土木	A	全般	I-I I-II
	BC	全般	II
舗装	A	全般	I-II
	B	全般	II
機械 器具 設置		ゲート工事（製作・設置） ポンプ工事（製作・設置） 電気工事（製作・設置） その他（施設機械）	III V
鋼橋 上部		鋼橋（術製作・架設）	IV
その 他		建築工事、管工事、電気 工事等全般	II

別表 2 - 2

○制限付一般競争入札の地域要件

地域要件			
区分	営業地域	営業形態	許可
I-I (2億5 千万円以 上)	北海道内	【単体】 左記地域内に主たる営業 所を有すること 【JV】 全社が道内に主たる営業 所を有すること	特定建設業 又は 一般建設業
I-II (2億5 千万円未 満)	石狩振興局 管内	【単体】 左記地域内に主たる営業 所を有すること 【JV】 全社が道内に主たる営業 所を有し、1社は左記地 域内に主たる営業所を有 すること	特定建設業 又は 一般建設業
II	石狩振興局 管内 ※施工場所に月形町が 含まれる場合は、月形 町内に主たる営業所を 有するものを含める	【単体】 左記地域内に主たる営業 所を有すること 【JV】 全社が道内に主たる営業 所を有し、1社は左記地 域内に主たる営業所を有 すること	特定建設業 又は 一般建設業
III	北海道内	【単体】 左記地域内に主たる営業 所を有すること	特定建設業 又は 一般建設業
IV	北海道内	【単体】 左記地域内に主たる営業 所を有すること	特定建設業 又は 一般建設業
V	北海道内	【単体】 左記地域内に「建設業法 第3条1項に規定する」 営業所を有すること	特定建設業 又は 一般建設業

別表 3

## ○制限付一般競争入札同種同規模要件の運用

区分	工事工種	同種	同規模要件		面工事 技術者 要件
			A 等級	B C 等級	
面工事	整地工	整地（水田）	1/2(上限:20ha)	1/3（上限:10ha）	過去 10年間
	暗渠排水工	暗渠排水（水田）			
	客土工	客土（水田）			
線工事	農道工	農道	1/2(上限:1,000m)	1/3（上限：500m）	/
	用水路工	用水路（水田）（現場打ち又は2次製品）			
	排水路工	排水路（現場打ち又は2次製品）			
	管水路工	（用水）			
その他	舗装		AB等級1/2（上限：1,000m）		
	上記以外の工事		個別検討		

- 1 用水路工、排水路工の同種における2次製品とは、コンクリート・鋼材等のフリューム製品とし、コンクリート柵渠・鋼製柵渠を含む。  
なお、現場打ち及び2次製品の同種に再使用（布設替）を含める。
- 2 用水管路の同種は、管径 150mm 以上とする。
- 3 同規模要件に係る数量の単位は、面工事は 5 ha、線工事及びその他の舗装は 10m 単位に切り捨てる。ただし、単位以下になる場合は計算値とし、小数点以下を切り捨てる。  
なお、計算値が 1 未満となる場合は、小数点第 2 位以下を切り捨て小数点第 1 位とする。
- 4 各工事工種の同規模要件は、区分ごとに求める数量（上限を超える場合は上限数量）以上とする。
- 5 工事工種が複数ある場合の同規模要件については、各々の同種の実績を求める。ただし、工事工種が用水路工と管水路工（用水）の場合は、管水路工（用水）の実績を求める。
- 6 面工事技術者要件については、過去10年間の面工事において主任技術者若しくは、現場代理人として配置された者又は現場技術者として配置された者とする。

別表 4

## ○地域限定型一般競争入札同種同規模要件の運用

区分	同種同規模要件
平易な測量	当該業務の1/3の実績、若しくは同等業務で100万円以上の履行経験
平易な調査業務	
平易な設計業務	

- 1 同種同規模要件に係る数量は計算値とし、小数点以下を切り捨てる。なお、計算値が 1 未満となる場合は、延長、面積に係るものは小数点第 2 位以下を切り捨て小数点第 1 位とし、箇所数に係るものは 1 とする。
- 2 同規模要件は、1 で求めた数量以上とする。